

旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業【日本人等対象】

直接応募

【旭川市経済部経済総務課】

- 応募資格： 次のいずれにも該当する学生
 - ・学部、大学院に在学中で、令和元年度に卒業(修了)予定の者
 - ※平成 28 年度以降卒業者(旭川市外に住所を有する者)も対象
 - ・令和 2 年度に旭川市内に定着(市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業)し、その後 3 年以上継続する意思のある者
 - ・在学中に日本学生支援機構第一種奨学金を借りている(いた)者
- 助成金額： 旭川市内に定着している期間のうち 3 年間を限度とし、日本学生支援機構第一種奨学金の返還金として返済した金額の 2 分の 1 を年度ごとに補助。(1 年度当たりの補助上限額あり)。
- 登録受付期間： 令和 2 年 3 月 31 日(火)まで(書類必着)
- 応募方法： 必要書類を揃えて直接、期限までに奨学団体に提出してください。

※ この掲示には主な条件のみ記載しています。詳細は、募集要項を参照してください。

募集要項・応募書類は、学生支援課窓口(学生センター2 階)または学生支援課ウェブサイトで配付しています。

学生支援課ウェブサイト http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/domestic/public_private/

掲示期限：受付期限終了まで

令和元年 8 月 23 日 横浜国立大学学務部学生支援課経済支援係
TEL:045-339-3115 窓口：土日祝除く 8:30~12:45/13:45~17:00

